

住宅改修のトラブルが 急増しています。 適切な実施にご協力ください。

住宅リフォームに関連する財団、社団等の団体、都道府県、政令市等190の団体で構成する住宅リフォーム推進協議会では、リフォーム事業者の共通の行動規範として、「住宅リフォーム事業者倫理憲章」を定めています。(平成13年6月)

住宅リフォーム事業者倫理憲章

1. 依頼主の期待に応え、住み心地や資産価値が最大となるよう努める。
2. 依頼主が適切な選択と判断ができるよう、常に正確な情報の提供に努める。
3. 見積りや契約等について誤解を生じないよう正確で分かりやすい書面により、適正な業務遂行に努める。
4. 依頼主にとってよき相談者となり、クレーム等に対して誠実な対応に努める。
5. 関係法令を遵守し、さらに高い品性とモラルの保持に努める。
6. 住まいの質の向上を目指し、専門知識の修得と技術・技能の研鑽に努める。
7. 依頼主の理解と協力を得て、健康で安全な生活環境の実現と、資源の有効利用等による地球環境保全への寄与に努める。

住宅改修をするときには、
必ず、ケアマネジャー等との連携を図ってください。

介護保険を使って行なう住宅改修。「できない」ことを「できる」に変える大切なサービスです。失敗やトラブルのないよう、適切な実施にご協力ください。

住宅改修に関するトラブルが急増しています。特に介護保険を口実に高齢者を狙い、不当に高い工事金額で不適切な工事を強引に契約する悪質なケースも目立っています。また、悪質ではなくとも、施工者の住宅改修についての知識や経験不足から結果的に不適切な改修となり、高齢者に不利益の生じているケースもあります。高齢者の自立を支援するために大きな意義をもつ住宅改修を適切に進めるため、施工事業者の皆様のご協力をお願いします。

高齢者の住宅改修では、一般リフォームと異なった配慮が必要です

●何のために住宅改修を行なうのか？ 本当に必要な工事は何か、考えてください

住宅改修は、心身状況や介護の状況、居住環境の評価など、専門的な見地から抽出した真のニーズに基づいて行なう必要があります。事業者側の営業上の都合で不要な手すりを取り付けるといったことは、しないでください。

●住宅改修にはケアマネジャー等他の専門家との連携が必要です

住宅改修は専門知識と技術を要します。また、介護保険では、住宅改修は居宅サービスのひとつと位置付けられており、他のサービスと連携をとる必要があります。必ずケアマネジャー、医療、保健・福祉関連の専門家と連携して進めてください。

●介護保険等公的助成を利用するには、一定のルールがあります

介護保険の支給や公的な助成を受けるには、定められたルールに従う必要があります。介護保険では、通常工事費の1割が自己負担、保険の支給は18万円が限度です。また、保険支給の対象工事種別が定められており、自治体との事前の相談が必要です。制度を知らずに工事を進めると、支給が受けられない場合があります。施工者自身が制度をよく知り、また、高齢者本人や家族にも制度について正しい知識を得てもらうことが必要です。

●高齢者の自己決定権を尊重するため、十分な説明と合意形成が必要

介護保険の共通理念は「自己決定権」。上記のニーズ評価に基づいた住宅改修の必要性、その内容、価格など必要な情報はすべて正確に開示し、本人との合意を形成する必要があります。必要に応じて介護者や家族とも十分に話し合う必要があります。

契約はすべてのサービスの基本。正確な表現、適切な書式で

「ケアマネジャーの紹介で来た」などと身分を詐称したり、「介護保険を使えばタダで工事ができる」などと虚偽の表現を用いて契約を促す悪質な事例も報告されています。住宅改修についての契約は、「消費者契約法」や「特定商取引法」等関連法規を遵守するのはもちろん、上記の留意点にしたがって得られた十分な合意に基づき、書面により適正に行ってください。また、工事費の内訳書等については、市町村の介護保険や福祉担当部局が内容を審査することになりますので、積算の根拠を分かりやすく示し、価格については適切な市場価格に従ったものとしてください。

福祉や保健・医療の専門家のいるお近くの窓口はこちらです。

〇〇市介護保険課

TEL ***-****

制度全般の問合せ、相談等はこちらまで。(例)

在宅介護支援センター

TEL ***-****

地域ケアの拠点です。PTなどの専門家派遣も行なっています。(例)